

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年6月25日(2009.6.25)

【公開番号】特開2009-38819(P2009-38819A)

【公開日】平成21年2月19日(2009.2.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-007

【出願番号】特願2008-242215(P2008-242215)

【国際特許分類】

H 0 4 M 1/57 (2006.01)

H 0 4 M 1/66 (2006.01)

【F I】

H 0 4 M 1/57

H 0 4 M 1/66

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月12日(2009.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記憶手段と、

着呼に伴い発呼者の電話番号を取得する取得手段と、

電話番号を前記記憶手段に登録する登録手段と、

着呼のときに呼出の報知をする報知手段と、

前記着呼に際し、呼出の開始からの時間を検出する時間検出手段と、

前記時間検出手段により検出される時間が所定時間以内であるか否かを判定する判定手段と、を備え、

前記報知手段は、着呼に際し取得した電話番号が登録されていない場合において、前記判定手段により所定時間以内であると判定されたときは報知をせず、前記判定手段により所定時間以内でないとは判定されたときは報知する

ことを特徴とする電話機。

【請求項2】

前記報知手段は、取得した電話番号が登録されているときは、前記時間が所定の時間以内であるか否かに関わらず報知する

ことを特徴とする請求項1記載の電話機。

【請求項3】

電話番号を呼の接続を拒否する電話番号として前記記憶手段に登録する拒否電話番号登録手段と、

着呼に際し取得した電話番号が拒否する電話番号として登録されているときは、呼の接続を拒否する接続拒否手段と、を備え、

前記報知手段は、着呼に際し取得した電話番号が拒否する電話番号として登録されているときは報知しない

ことを特徴とする請求項1又は請求項2記載の電話機。

【請求項4】

ユーザから呼を接続するための操作を受け付ける操作部と、

前記操作を受け付けたときは、前記時間が所定時間以内であるか否かに関わらず呼を接

続する接続手段と、

を備えたことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 記載の電話機。

【請求項 5】

前記時間検出手段は、前記着呼に際し、呼出の開始から呼出が中止されるまでの時間を検出し、

前記呼出の開始から呼出が中止されるまでの時間と取得された前記電話番号とを関連付けて前記記憶手段に格納させる格納手段と、

格納された電話番号を表示する表示手段と、を備え、

前記表示手段は、格納された電話番号を表示する場合において前記呼出の開始から呼出が中止されるまでの時間が前記所定時間以内であるときは、所定の情報と電話番号とを表示する

ことを特徴とする請求項 1 又は請求項 4 記載の電話機。

【請求項 6】

電話番号を記憶する記憶手段と、

着呼に伴い発呼者の電話番号を取得する取得手段と、

前記着呼に際し、呼出がなされている間、音声の出力、振動又は発光することにより前記呼出がなされていることを操作者に通知する呼出通知手段と、

前記取得手段により取得された電話番号を表示する表示手段と、

前記着呼に際し、呼出の開始からの時間を計算する計算手段と、

前記計算手段により計算された時間が所定時間内のときは、前記通知を抑止する通知抑止手段と、

前記計算手段により計算された時間が所定時間内の場合は、前記表示を抑止する表示抑止手段と、

を備えたことを特徴とする電話機。

【請求項 7】

前記取得手段により電話番号を取得した場合に、前記記憶手段に記憶された電話番号を参照することにより、取得した電話番号と一致する電話番号が前記記憶手段に含まれているか否かを判断する番号判断手段を更に備え、

前記表示抑止手段は、取得した電話番号と一致する電話番号が前記記憶手段に含まれていない場合において、前記計算手段により計算された時間が所定時間内の場合は、前記表示を抑止し、

通知抑止手段は、取得した電話番号と一致する電話番号が前記記憶手段に含まれていない場合において、前記計算手段により計算された時間が所定時間内のときは、前記通知を抑止する

ことを特徴とする請求項 6 に記載の電話機。

【請求項 8】

前記計算手段は、前記呼出が中止されたときに時間の計算を終了し、

前記呼出の開始から前記呼出が中止されるまでの時間が所定時間内のときはその旨を示す第 1 の情報を、前記呼出の開始から前記呼出が中止されるまでの時間が所定時間内でないときはその旨を示す第 2 の情報を、前記着呼の際に取得した電話番号に関連付けて前記記憶手段に記録する記録手段と、

を備えたことを特徴とする請求項 6 乃至請求項 7 に記載の電話機。